

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

柴田町の人口は国勢調査の結果によると、表-1 のとおりとなる。

表-1 国勢調査結果

年齢	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総数	39,341	39,525	38,271
年少人口 (0-14 歳)	5,000	4,803	4,368
生産年齢人口 (15-64 歳)	25,538	24,498	22,274
老年人口 (65 歳以上)	8,482	10,224	11,032
年齢不詳			597

柴田町の人口は国勢調査の結果によると、総数が平成 22 年 39,341 人、平成 27 年 39,525 人、令和 2 年 38,271 人で、平成 22 年と令和 2 年を比較すると微減 (2.8%) となっている。しかし、年齢層別での状況をみると「年少人口」「生産年齢人口」がそれぞれ 13.6%、12.8%の減少となっている割に「老年人口」が 30%増加となっており、少子高齢化や労働人口減少の状況がみられ、今後もこうした傾向が続くと考えられる。

【産業構造及び中小企業者の実態】

柴田町の産業大分類による企業構成は、経済センサスの結果によると、表-2 のとおりとなる。

表-2 経済センサス (令和 3 年) 結果 (事業所数・売上金額)

業種	事業所数	売上金額
総計	1,072	-
AB 農林漁業	8	283
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	-
D 建設業	117	-
E 製造業	71	151,467
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	-
G 情報通信業	-	-
H 運輸業、郵便業	28	-
I 卸売業、小売業	247	58,640
J 金融業、保険業	15	-

K 不動産業、物産賃貸業	69	1,272
L 学術研究、専門・技術サービス業	36	5,120
M 宿泊業、飲食サービス業	103	1,698
N 生活関連サービス業、娯楽業	132	9,768
O 教育、学習支援業	44	183
P 医療、福祉	113	7,496
Q 複合サービス事業	7	574
R サービス業	80	1,897

柴田町の産業大分類による企業構成は、平成 28 年の経済センサスの結果によると、事業所数は 1,036 となっており、その内訳は「卸売業、小売業」(247、23.0%)を筆頭に「N 生活関連サービス業、娯楽業」(12.3%)「D 建設業」(10.9%)「P 医療、福祉」(10.5%)「M 宿泊業、飲食サービス業」(9.6%)「R サービス業」(7.5%)「E 製造業」(6.6%)と続き、様々な業種の事業者が立地していることが伺える。

また、売上金額では、「E 製造業」が 151,467 百万円となっており、県内町村では第 3 位で第 2 次産業が町の基幹的な産業となっている。

しかし、町内の神明堂、船岡、北部丘陵の 3 箇所の工業団地はほぼ分譲済であり、残る槻木工場適地についても企業進出には大規模な開発整備を要する。そのため、既存事業者は、工場の敷地内での拡張、設備の更新・増設、町外事業所等の移転・集約等によって、各設備の近代化を図っているところである。

さらに、町内の中小企業においては、事業所数の減少や人手不足、経営者の高齢化といった課題が生じている。町内の労働生産性を高めるにあたり、従業者数の削減を伴わずにこれを実現するため、先端設備等導入の推進が有効であり、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、課題となっている人手不足等に対応した事業基盤を構築していく必要がある。

(2) 目標

柴田町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の積極的な先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業の生産性向上を図る。

少子高齢化や労働人口減少といった社会情勢に対応し、事業者の労働生産性の向上及び地域循環型経済の推進を図ることで、多彩な産業が連携する元気な町の実現を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

柴田町内の産業は、3箇所の工業団地および1箇所の工場適地を中心に立地しているが、その他地域への立地も多く、かつ、産業の種類也多岐に渡る。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、柴田町自然环境や景観との調和を阻害する恐れがあることや、さらには雇用の活性化につながらないことから、本計画において、対象とする設備から除くものとする。なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を指す。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象区域は、柴田町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

柴田町の産業は、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日から令和9年6月14日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。